

平成29年度 第4回京丹波町子ども・子育て審議会 議事概要

日時：平成29年11月17日（金）午前9時30分～11時30分
場所：瑞穂保健福祉センター2階 集団指導室
欠席委員：8名

1 開会あいさつ（会長）

会 長：11月に入って、めっきり寒くなり、大雪が心配な時季が迫ってきたと感じている。京丹波町では、町長選挙、町議会議員選挙も終わり、皆様の投票で決まった議会が12月から始まる。町長の初登庁は11月20日と聞いており、新町政がスタートしようというところである。

本日は、子ども・子育て審議会の審議案をしっかりと進めていきたいと思うので、最後までご協力賜るようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とする。

2 協議事項

（1）町立認定こども園開設に係る基本計画（案）について

【事務局による提案】

会 長：委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたい。

会 長：ご意見がないようである。ここで、アドバイザーからお言葉をいただきたい。

アドバイザー：これまでに皆様が慎重に審議をされてきた成果だと思う。大事な部分をしっかりと押えてあるので、提案内容で良いと思う。

2点ほど話をするとすれば、1つは今回の構想のこども園と既存の小学校との関係や連携について、今後しっかりと議論する必要がある。幼児教育と小学校の教育をどのように連携させていくのか、つないでいくのかという視点が重要であり、地域社会の中で子どもたちを地域ぐるみで育てていくという観点に立てば、その視点を外さないように、振り返ることが良いのではないかと思う。

もう1点は、保護者の、特に就学前の保護者の方々の大きな課題が、情報交換や情報共有ができないこと、相談ができないことであり、今回の構想によるこども園によって、保護者同士の人間関係や、あるいは子育ての困りごとをつなぎ合わせるような拠点であることが重要だと思っている。

この2つの点を視野に入れながら、具体的な計画が定められていくことを期待するが、構想の段階では、提案内容で十分だと思う。

会 長：それでは、京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例第5条第3項の規定に基づき、協議事項（1）「町立認定こども園開設に係る基本計画（案）について」お諮りする。「町立認定こども園開設に向けた基本構想」の内容を

踏襲し、基本計画（案）を作成することに対し、異議のない方は挙手をお願いします。

（出席委員全員が挙手）

会 長：全員賛成ということで、事務局において基本計画（案）を作成して、次回会合において改めて提案をお願いします。

（２）町立（仮称）たんばこども園新園舎建設基本計画（案）について

【事務局による提案】

会 長：それでは、質疑に入りたいと思う。時間も十分にあるので、資料を確認していただいてご質問いただきたい。

委 員：園舎内のトイレは、和式と洋式を併設する予定なのか。もう１点は、災害時に安全性が高いことが重要であること、療育事業施設は保安上の観点から出入口を分けるなどの記載があるが、玄関に保安員などを置くことは考えているか。

⇒事務局：トイレについても、和式・洋式なども今後検討を重ねていく必要がある。保安員の設置についても、検討を重ねていく中で安全面を、これからより一層安全面は大切になるので、事務局としても検討を重ねたい。

委 員：整備内容案の園庭に関して、以前の資料に小動物の飼育も書かれていた。個人的には小動物をぜひ飼育させてあげたいと思い、飼育を通じた生活が望ましいと思うので、検討していただきたい。

⇒事務局：小動物の案件に関しては、施設整備の中で園庭に設置するような形も考えて整理している。子どもと動物のふれあいは、大切なものがあると思うので、今後の取り組みの中で検討していきたい。

委 員：統合園の新しいこども園となれば、廃園となるものが２箇所。その後の計画はあるのか。当然、建設計画には施設の取り壊しが入ると思う。すでに、下山分園が休園になっており、大きな建物が残っている。

それから、建設費の何パーセントが補助金でまかなえるのか。皆様も関心のあることではないかと思う。確認事項として２点お伝えする。今後の回答でもかまわない。

⇒事務局：１点目の跡地の利活用の問題については、今の須知幼稚園と須知公園の一部を含めた形で新しい統合園を整備するという形で意見をまとめていただいております。この内容で町に答申をしていただくことで進むと思う。それを受け、町として跡地をどう活用していくか検討することになるが、町所有の施設については、廃止した後の跡地利用というのはとても重要な問題になるので、町としても一定の方針を示しつつ、特に地元の皆様の意見も伺いながら有効に利用できるのか、それとも廃止して取り壊しをするのか、いろいろな選択肢があるので、今後、町の中でもしっかりと議論して、皆様にもしっかりと説明したう

えで、方針を決めたいと考えている。今の時点では、白紙の状態であり、計画はないということをご理解いただきたい。

⇒事務局：補助金について、公立の認定こども園の建設にあたって補助金としては今のところない状況である。補助金としては、施設の中で木質化や、林業、森林資源の活用というところで補助金があることを把握している。

委員：補助金があまりないようであるが、当初半分ぐらいは子育ての補助金があるという安心感を持っていた。一方では新庁舎の建設計画が問われている。森林の活用による補助金、木質化の補助金は、どのくらいなのか。半額が補助金でまかなえるというような思いは捨てなければならないと思うが。

⇒事務局：補助金としてはあまりない。町として考えているのは、過疎債、過疎計画に事業自体を計画に挙げており、有利な過疎債の活用を考えている。補助金ではないが、町としては有利な起債で対応するように考えている。

委員：過疎債で大部分がいけるようである。費用面の心配もしながら進めなければならないので確認した。

委員：建物の形状としては、平屋なのか2階になるのか。

⇒事務局：建物の構造、平屋なのか2階建になるのかについては、今回の基本計画書（案）には明確には示していないが、今後、具体的に検討することになる。計画敷地の概要として、須知公園の一部を占有させてもらい、こども園を設置することになる。占有の範囲については、公園の管理者である町の担当課との調整によって決まってくる。限られた敷地内で最大限活用するための形状、平屋で建築できるのか、一部は2階にする必要があるのか、今後、議論を進めていきたい。今までに皆様からいただいたご意見はしっかりと認識し、検討していきたい。建物の構造については、敷地が確定した段階で、具体的に検討させていただくため、現在は未定ということを進めている。

委員：都市公園の占有にあたっての要件の3点目で「遊具を兼用とする」とあるが、園児と一般のお散歩の方や、園に入っていない子どもと一緒に使えることになると思うが、不審者の対応など、どのように考えているか。

⇒事務局：認定こども園を須知公園の一部に整備するにあたり、須知公園側の利用が促進できること、こども園が整備されることによって、公園の利用者にとっても利便性なり積極的な利活用が図れることが、公園の占有許可の条件となる。これまでご意見をいただいたように、こども園の運営には、やはり子どもの安全をしっかりと確保することが当然の条件となるので、兼用のあり方についても今後しっかりと議論していく必要がある。前提にあるのは、こども園の子どもたちの安全がしっかりと確保されることになるので、防犯対策も含めて、どのような形で両立していくかを検討する必要がある。

委員：子育て支援ルームについて、親子2～3組を想定するとあるが、利用人数は

この程度で大丈夫なのか。

⇒事務局：現在、丹波の子育て支援センターで多くて5組ぐらいが利用されている。拠点の子育て支援センターを別に設ける予定であり、できれば派遣型で随時訪問する形で開設するので、2～3組としている。子育て支援ルームの大きさを少し大きめにとることも考えたいが、拠点のセンターで運営する形になるので、2～3組の想定で運営を考えている。

委員：2階建にするとなれば、2階にはどのような施設が入るのか。2階建によって、当然、建設費は減額できると思う。

⇒事務局：2階建かどうかは、事務局でも未検討である。他の園で、2階建にする例では、大人が使うスペースを2階にするという園がある。小さな子は1階、4、5歳児は2階へという考え方はある。

会長：ここで、アドバイザーにお話をいただきたい。

アドバイザー：細かいこと、大きいことの両方を申し上げたい。まずは基本計画であり、町民の皆様にも、議会にも示される資料であるので、計画の中に「須知幼稚園は広々とした“印象”」「上豊田保育所は窮屈という“印象”」という言葉は公文書では使わないと思う。受け取る側の印象が動くので、単純にどの程度の面積なのかを示すべきである。同じように「新しいこども園は須知幼稚園の敷地のみでは困難である」ではなく、「須知幼稚園の敷地のみでは少ない」ことを示すべきである。アンケート結果のまとめについて、結局、アンケートに答えていただいた町民の皆様の意識としては、とにかく安全が重要だということが受け取りにくい。「安全な場所に安全なこども園を建てて欲しいということが町民の願いである」ということをアンケートから読み取ったということ。それを前提にして、計画敷地を選んだという流れになると審議会で議論してきたことが整理できると思う。4候補地とあるが、どこが4つの候補地なのか示されていないし、細かく記載する必要はないが、4つの候補地が検討されてきて、「須知幼稚園・須知公園」を選定したので、「メリット」ではなく「選定の理由」となるのではないか。

また、公園に対して「明るい」「開けた」などの表現は、感情誘導になるので計画に書くべきではない。「京丹波町立（仮称）たんばこども園」という名称を使っているが、どこにも名称について示されていないので、ひとまずこういう名前にするということを明記すべきである。保育士の配置基準については、町の基準は国や府の基準よりも環境的には良好であることを示したいのと思うが、たとえば「3：1」という割合は資料のどこを計算すればいいのか、もう少し工夫すれば完成度が上がる。最後のアンケート結果がどこに反映されるのかも読み取れない。アンケート結果を掲載する根拠と意味を考えていただければと思う。

全体的には、保護者や子どもの目線に立って、しっかりした内容になっており、この内容で基本計画書（案）を作成されることで良いと思う。

委員：（仮称）たんばこども園以外のことになるが、瑞穂にも和知にもこども園ができることになる。運用基準や設備についても、（仮称）たんばこども園に準じた対応を当然とっていかないといけない。別途、和知あるいは瑞穂の認定こども園の基準を網羅して、子ども・子育て審議会に提示していただき、丹波はこうであるが、瑞穂と和知はこうなるということを検証し、同じ水準で運営できるような対応を考えていただきたい。

また、費用のことも重要なことで、しっかり検討していただきたいと思う。

会長：今日のご意見を反映して、次回に備えていただきたい。

（3）その他

会長：事務局から何かあるか。

⇒**事務局：**事務局からはない。

3 報告事項

○児童虐待防止推進月間について

【事務局による説明】

4 次回会議

【事務局による提案】

・第5回審議会

日時：平成29年12月8日（金） 午前9時30分から

場所：瑞穂保健福祉センター2階 集団指導室

5 閉会あいさつ（副会長）

副会長：委員の皆様には本日も熱心に審議いただいた。事務局には、統合園舎整備検討部会で検討されたこと、審議会で審議されたこと、大変分かりやすく基本計画（案）をまとめていただいた。本日は、さらに検討をいただき、細かな検討課題もあった。次回は5回目、基本計画（案）の最終確認となる。

閉会